

大洲育成園臨時職員等就業規則

(目的)

第1条 この規則は社会福祉法人大洲育成園臨時職員及び嘱託職員(以下「臨時職員等」という。)の就業に関し特に必要な事項を定めるものとする。

2 この規則に定めのない事項については、社会福祉法人大洲育成園職員就業規則および労働基準法その他の法令および規則の定めるところによる。

(採用及び任免)

第2条 臨時職員等の採用及び任免は、理事長、または施設長が雇用通知書をもって行う。ただし、常勤職員については、辞令を交付して行うことがある。

2 この任免等については、当法人及び臨時職員等の双方が希望した場合に更新することができる。なお、労働契約法第18条の規定により契約期間(平成25年4月1日以降に開始するもの)が通算5年を超える場合には、その雇用契約期間末日までに職員から申込みをすることにより、当該雇用契約期間の末日の翌日から期間を定めない雇用契約に転換する。

3 臨時職員等の定年は当法人職員就業規則第9条第1項に定めるとおりとし、定年退職者が引き続き勤務を希望し解雇事由又は退職事由に該当しない者については、満65歳まで継続雇用する。62歳以降に無期転換となる職員についての定年は65歳とする。65歳以降に無期転換となる職員についての定年は67歳とする。但し、有期特措法(第二種)の認定を受けたことにより、定年後の再雇用については、無期転換申込権は発生しない。

(年次有給休暇)

第3条 臨時職員等には雇用入れの日から起算して6ヶ月間継続勤務し全労働日の8割以上勤務した職員に対して、10日間の有給休暇を付与する。

2 1年6ヶ月以上継続勤務した職員に対して6ヶ月を超えて継続勤務し全労働日から起算した継続勤務年数1年毎に全労働日の8割以上勤務した1年に限り前項の日数に1日加算した有給休暇を付与する。ただし、20日を超える場合においては、その超える日数については有給休暇を付与しない。

勤続年数	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月	7年 6ヶ月	8年 6ヶ月	9年 6ヶ月	10年 6ヶ月
付与日数	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日

(特別休暇等)

第4条 本人の結婚、親族の死亡等による特別休暇を職員に与えることができる。ただし、賃金は無給とする。

(賃金)

第5条 臨時職員等の賃金及び各種手当は、予算の範囲内で執行しなければならない。

2 臨時職員等には、賃金のほか、通勤手当、時間外勤務手当及び夜勤手当を支給する。

3 賃金は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として支給し、賃金は、別表第1に定める額とする。ただし、月額で支給する職員の賃金額は、別途理事長が定める。

(勤勉手当)

第6条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ在職する臨時職員等のうち、基準日以前6箇月以内の期間で勤務期間1ヶ月を超える者に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

2 勤勉手当は、基準日現在において、臨時職員等が受けるべき賃金日額に別表第2に定める雇用期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。

3 前項の雇用期間の算定については、その者が勤務しなかつた日が、別表第3に定める区分に応ずる日数を超えるときは、1箇月を除算する。

(賃金の支給)

第7条 賃金は、月の初日から末日までの勤務日数に賃金単価を乗じた額または月額を当月21日に支給する。

2 前項の支給日が休日又は土曜日、日曜日に当たるときは、その前日に、日曜日に当たるときは、その前々日に支給する。

3 給与は、臨時職員等の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(時間外勤務手当の支給)

第8条 時間外勤務手当、夜勤手当は、その月分を次の月の賃金支給日に支給する。

(勤勉手当の支給)

第9条 勤勉手当は、6月に支給するものにあつては当該月30日に、12月に支給するものにあつては当該月の10日に支給する。

(正職員の登用)

第10条 臨時職員等で、本人が希望する場合は正職員に転換することができる。

2 正職員に転換する場合は、別に定める「社会福祉法人大洲育成園正職員登用に係る要綱」に基づくものとする。

(その他)

第 11 条 この規則施行に関するその他の必要事項は、施設長が定める。

附則 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規則は、平成 20 年 5 月 20 日から施行する。

附則 この規則は、平成 21 年 12 月 17 日から施行する。

附則 この規則は、平成 22 年 1 月 1 日より適用する。

(平成 21 年度給与に関する特例措置)

1. 社会福祉法人大洲育成園職員給与規則に定める「臨時特例交付金手当」を支給する。支給については、同規則に倣う。

附則 この規則は平成 22 年 9 月 1 日より適用する。

附則 この規則は平成 23 年 4 月 1 日より適用する。

附則 この規則は平成 24 年 1 月 1 日より適用する。

附則 この規則は平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附則 この規則は平成 26 年 4 月 1 日より適用する。

1. 給与表切替における給料及び各種手当における差額支給については、平成 26 年 12 月 31 日までに支払うこととする。

附則 この規則は平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

附則 この規則は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、第 10 条の改正規定については、平成 30 年 3 月 8 日から適用する。

別表第1（第5条関係）

等級 職種	生活支援員・指導員 書記・調理員		生活支援員（※資格者） 栄養士・看護師
	時間給	日給	日給
1	810円	6,700円	7,800円
2	830円	6,900円	8,000円
3	850円	7,100円	8,200円
4	870円	7,300円	8,400円
5	900円	7,500円	8,600円
6		7,700円	8,800円
7		8,000円	9,000円
8		8,300円	9,400円
9		8,600円	9,800円
10		8,800円	10,000円

賃金は、職務内容、経験年数、その他の事情を検討して理事長が定める。

別表第2（第6条関係）

雇用期間	支給割合	
	基準日が6月1日である場合	基準日が12月1日である場合
6箇月以上	28日分	28日分
5箇月以上6箇月未満	19日分	19日分
4箇月以上5箇月未満	16日分	16日分
3箇月以上4箇月未満	14日分	14日分
2箇月以上3箇月未満	11日分	11日分
1箇月以上2箇月未満	5日分	6日分

別表第3（第6条関係）

雇用期間	勤務しなかつた日数
6箇月以上	10日分
5箇月以上6箇月未満	8日分
4箇月以上5箇月未満	7日分
3箇月以上4箇月未満	5日分
2箇月以上3箇月未満	3日分
1箇月以上2箇月未満	2日分